

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は
家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に
伴う関係条例の整備に関する条例案

1 改正の理由

法改正（平成28年12月2日公布）に伴い、職員の職業生活と家庭生活との両立を支援するため、介護および育児に関する休暇制度等についての関係条例を改正します。

※国家公務員の勤務条件に準じた改正を行います。

2 改正の概要

（1）介護に関する休暇等制度の改正（職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等）

- ア 6月取得できる介護休暇について、期間を3回に分割して取得できることとします。
- イ 介護休暇とは別の休暇として、介護時間を新設します。

介護時間とは

3年の期間内において、1日につき2時間以内で取得できる無給の休暇

- ウ 介護を行う職員に対して、時間外勤務を免除する規定を設けます。

（2）育児に関する休業制度の改正（滋賀県職員の育児休業等に関する条例）

- ア 育児休業等の対象となる子の範囲を拡充します。
 - ・実親の同意が得られないため養子縁組ができない里子を養育している場合

（3）その他

- ア 施行時期は平成29年1月1日とします（法の施行日と同日）
- イ その他必要な規定の整備を行います。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案要綱

1 改正の理由

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）および育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正に伴い、職員の職業生活と家庭生活との両立を支援するため、介護および育児に関する休暇制度等について、国家公務員の勤務条件に準じた改正を行うため、滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（平成6年滋賀県条例第49号）ほか5条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例、滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第20号）および滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第24号）の一部改正（第1条、第5条および第6条関係）

ア 介護を行う職員から請求があった場合は、公務の運営に支障がある場合を除き、時間外勤務を免除することとします。

イ 介護休暇について、6月の期間を3回に分割して取得できることとします。

ウ 介護休暇とは別に、介護を行う職員に対し、連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないことを認める無給の介護時間を新たに設けることとします。

(2) 滋賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年滋賀県条例第4号）の一部改正（第2条関係）

ア 非常勤職員が育児休業を取得する場合における要件を緩和し、その任期が満了するときの子の年齢を、1歳6月とします。

イ 法改正により育児休業等の対象となる子として特別養子縁組の監護期間中の者等に加えて規定された「その他これらに準ずる者として条例で定める者」を、実親の同意が得られないため養子縁組ができない養育里親である職員に委託されている児童とします。

ウ 育児時間または介護時間の承認を受けている職員に対する部分休業の承認は、1日につき2時間から育児時間または介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた範囲内で行うこととします。

(3) 滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和43年滋賀県条例第24号）の一部改正（第3条関係）

企業庁の職員が介護時間を取得する場合には、給与を減額して支給することとします。

(4) 滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例（平成17年滋賀県条例第112号）の一部改正（第4条関係）

病院事業庁の職員が介護時間を取得する場合には、給与を減額して支給することとします。

(5) その他

- ア この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行することとします。
- イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。
- ウ その他必要な規定の整備を行うこととします。